

# 退職等年金給付の しくみ

地方公務員の年金制度が  
新しくなりました

富山県市町村職員共済組合

## はじめに

被用者年金一元化によって、従来の共済年金の職域年金相当部分は廃止され、新たに退職等年金給付（年金払い退職給付）が創設されました。この退職等年金給付は、民間企業のサラリーマンの企業年金に相当するものとみなすことができ、官民均衡の観点から導入された新たなしくみだといえます。公務員のみなさんにとって、退職後のライフプランを設計するうえで不可欠なものとなっています。

この退職等年金給付は、被用者年金一元化が実施された平成27年10月に導入されたばかりで、引き続きより詳しい情報提供とともに、公務員のみなさんへの周知が必要と思われま

す。本冊子は、組合員の皆様や共済組合等の事務担当の方を対象として、退職等年金給付のしくみをわかりやすく、しかもある程度踏み込んだかたちで解説しています。それとともに、経過措置として支給されることになる旧職域年金相当部分についても解説し、3階部分の給付のしくみについて、よりいっそう理解が深められる内容となっています。また、後半部分では、Q&A方式をとりながら事例をまじえて具体的なしくみをわかりやすく説明しています。

本冊子が、制度の普及と円滑な運営の一助となれば幸いです。

## 1. 一元化後の「経過的職域加算額」と「退職等年金給付」の概要 ..... 04

- 老齢厚生年金／04
- 経過的職域加算額(退職共済年金)／04
- 退職等年金給付(退職年金)／04
- 経過的職域加算額(退職共済年金)を算定する場合は、平均給料月額・平均給与月額／05
- 老齢厚生年金の年金額を算定する場合は、平均標準報酬月額・平均標準報酬額／05
- 一元化前の長期給付／06
- 一元化後の長期給付／06

## 2. 「退職等年金給付」とは ..... 08

- 積立方式です／08
- 給付額はキャッシュバランス方式で計算されます／08
- 退職等年金給付には3種類の給付があります／08
- 退職年金について／09
- 退職年金の年金額の計算方法について／10
- 公務障害年金について／12
- 公務遺族年金について／13

## Q & A ..... 14

- 1 経過的職域加算額の計算式／14
- 2 退職等年金給付(退職年金)の計算式／15
  - Column**
    - ・退職年金の年金額を簡易に概算計算する方法／16
- 3 繰上げ支給と経過的職域加算額および退職年金／17
  - Column**
    - ・退職等年金給付の端数処理について／18
- 4 施行日をまたぐ退職年金の引き続く1年要件と10年以上の組合員期間／19
  - Column**
    - ・組合員期間が10年未満の場合の退職年金の額／20
    - ・1年に満たない引き続く組合員期間／20
- 5 経過的職域加算額と雇用保険の基本手当／21
- 6 在職中の経過的職域加算額と退職等年金給付／22
  - Column**
    - ・退職等年金給付の主な給付制限について／22
- 7 国共済の退職等年金給付と地共済の退職等年金給付／23

- 8 退職年金と退職所得に適用される特別控除／23
  - 9 在職中(共済組合の組合員中)に私傷病により死亡した場合の  
経過的職域加算額(遺族共済年金) —短期要件—／24
  - 10 私傷病により死亡した場合の経過的職域加算額(遺族共済年金) —長期要件—／25
  - 11 私傷病による障害と経過的職域加算額(障害共済年金)／26
  - 12 経過的職域加算額と退職等年金給付の違い／27
  - 13 経過的職域加算額の端数処理／28
  - 14 経過的職域加算額とワンストップサービス／28
- 

【別表1】 終身年金現価率表／29

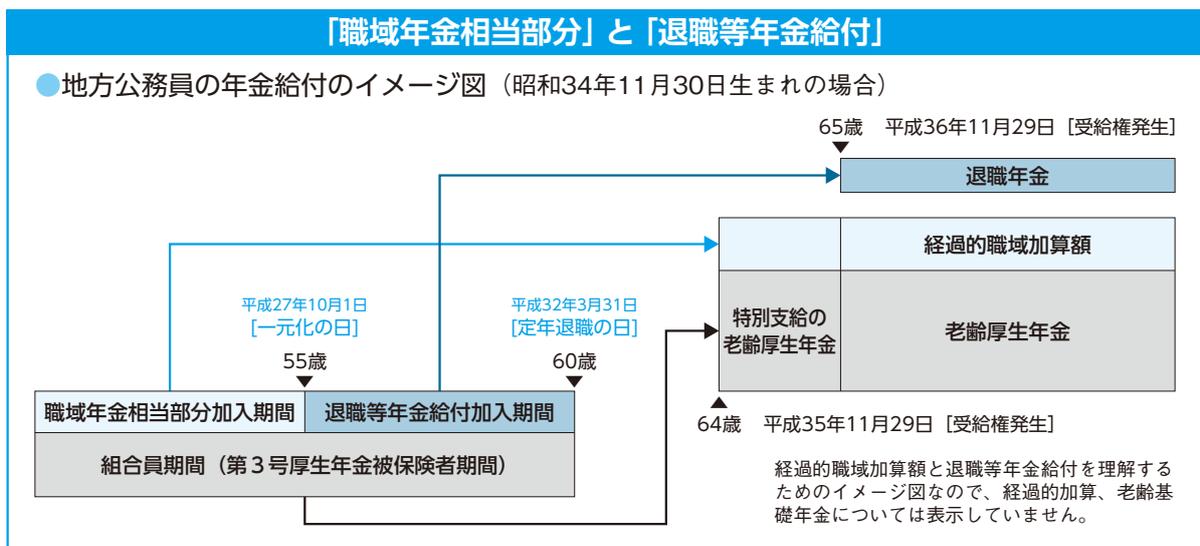
【別表2】 有期年金現価率表／30

【参考】 地方公務員の支給開始年齢／32

# 一元化後の「経過的職域加算額」と「退職等年金給付」の概要

地方公務員の「経過的職域加算額」と「退職等年金給付」について、わかりやすくイメージ図で示しておきましょう。

たとえば、昭和34年11月30日生まれの地方公務員の場合、平成31年11月29日に60歳となり（「年齢計算に関する法律」によると、誕生日の前日に1歳加算する）、平成32年3月31日に定年退職を迎えます。平成27年10月1日の一元化のときは、55歳で在職中でした。



## 老齢厚生年金

この場合、地方公務員として勤務していたすべての組合員期間（第3号厚生年金被保険者期間）が、年金額に反映され、支給開始年齢である64歳に達する平成35年11月29日になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。年金はその翌月の平成35年12月分から支給されます。

## 経過的職域加算額（退職共済年金）

旧職域年金相当部分については、被用者年金制度一元化により平成27年10月1日をもって廃止されましたので、地方公務員になってから、平成27年9月までの分までが、経過的職域加算額（退職共済年金）として、年金額に反映されます。

支給開始年齢は一元化前と同じで、昭和34年11月30日生まれの地方公務員の場合は、特別支給の老齢厚生年金と同じ64歳からです。

## 退職等年金給付（退職年金）

一方、一元化により新たに創設された退職等年金給付については、平成27年10月以後の組合員期間が退職年金に反映されます。この事例では、平成27年10月から定年退職する平成32年3月までの組合員期間が退職年金に反映され、原則として、65歳からの受給開始となります。

## ● 経過的職域加算額(退職共済年金)を算定する場合は、平均給料月額・平均給与月額

経過的職域加算額（退職共済年金）の年金額を算定する場合には、基本的に、総報酬制が導入されるまでの平成15年3月までは、掛金の標準となった給料の額に手当率1.25を乗じて得た額を基礎として平均給料月額を求め、総報酬制となった平成15年4月からは、これに期末手当等を加え、平均給与月額を求めます。ただし、職域年金相当部分については、平成27年10月に廃止されていますので、平均給与月額の算定の基礎となる期間は、平成15年4月から平成27年9月までということになります。

### 【経過的職域加算額（退職共済年金）の年金額を求める算定式】

$$\begin{aligned} & \text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \\ & + \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数} \end{aligned}$$

\* 本来水準による算定式です。給付乗率の1.425/1000、1.096/1000は、昭和21年4月2日以後生まれで組合員期間が20年以上の場合の乗率です。なお、組合員期間の期間計算は一元化前の組合員期間だけでなく、一元化後の組合員期間も算入される経過措置があります。ただし、平均給与月額として算定されるのは、平成27年9月の掛金の標準となった給料の額までです。

## ● 老齢厚生年金の年金額を算定する場合は、平均標準報酬月額・平均標準報酬額

平成27年10月1日の一元化後に受給権が発生する場合、年金の名称は老齢厚生年金となります。一元化前の厚生年金相当部分に相当する年金です。

老齢厚生年金を算定する場合には、平成15年3月までは平均標準報酬月額、総報酬制が導入された平成15年4月以後については、平均標準報酬額を用いて算定されます。

被用者年金一元化前の期間（平成27年9月30日以前の期間）については、掛金の標準となった給料の額に1.25を乗じて得た額を標準報酬月額とみなし、期末手当等については標準賞与額とみなします。

### 【老齢厚生年金の年金額を求める算定式】

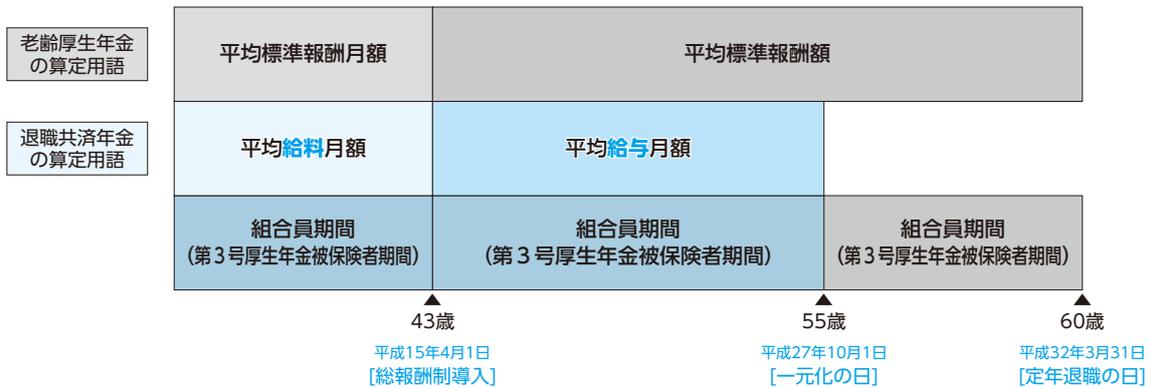
$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000 \times \text{平成15年3月以前の第3号厚生年金被保険者期間の月数} \\ & + \text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{平成15年4月以後の第3号厚生年金被保険者期間の月数} \end{aligned}$$

\* 本来水準による算定式です。給付乗率の7.125/1000、5.481/1000は、昭和21年4月2日以後生まれの場合の乗率です。

平均給料月額・平均給与月額と平均標準報酬月額・平均標準報酬額の間をわかりやすくイメージ図にまとめました。

## 「平均給料月額・平均給与月額」と「平均標準報酬月額・平均標準報酬額」

●地方公務員の老齢厚生年金と退職共済年金のイメージ図（昭和34年11月30日生まれの場合）



なお、退職等年金給付の算定方法については後述します。

## 一元化前の長期給付と一元化後の長期給付

—どこが変更になったのか—

### 一元化前の長期給付

一元化前の地方公務員共済組合の長期給付とは、退職共済年金・障害共済年金（障害一時金を含む）・遺族共済年金でした。

そして、2階部分は厚生年金相当部分、3階部分は職域年金相当部分と呼称されていました。

組合員の負担する保険料は掛金、事業主（地方公共団体等）の負担する保険料は負担金とされ、2階部分と3階部分は一体となって掛金率が定められていました。

なお、給料に係る掛金率には手当率1.25が含まれているため、期末手当等に係る掛金率とは異なっていました。

### 一元化後の長期給付

被用者年金制度の一元化が実施され、一元化後の地方公務員共済組合の長期給付とは、厚生年金保険給付および退職等年金給付となりました。

なお、厚生年金保険給付とは老齢厚生年金、障害厚生年金（障害手当金を含む）、遺族厚生年金であり、退職等年金給付とは、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金のことで、職域年金相当部分とは大きく異なる別の制度です（後述）。

あわせて、保険料については、厚生年金保険と退職等年金給付とは別々に定められており、地方公務員は厚生年金保険の保険給付に係る組合員保険料と退職等年金給付に係る掛金を納めることになります。

平成27年9月、また、平成27年10月から平成28年8月までの保険料等については、次の表のとおりです。

	平成27年9月	平成27年10月から 平成28年8月まで
<b>長期掛金（共済年金）</b> (一元化前の毎月の給料に対し)	107.9875/1000	×
(一元化前の期末手当等に対し)	86.39/1000	×
<b>厚生年金保険料</b> (一元化後の標準報酬月額・標準期末手当等に対し)	×	86.39/1000
<b>退職等年金給付掛金</b> (一元化後の標準報酬月額・標準期末手当等に対し)	×	7.5/1000

\*組合員である第3号厚生年金被保険者の料率および組合員の掛金率のみ示しています。

このように、一元化後については、旧職域年金相当部分に相当する掛金を組合員から徴収していませんので、旧職域年金相当部分、つまり経過的職域加算額は、平成27年9月までの期間に相当する年金しか給付されません。

一元化後に職域年金相当部分および経過的職域加算を給付する財源は、これまでの組合員が納めた掛金と事業主（地方公共団体等）が支出した負担金などの積立金およびその運用益となります。



# 「退職等年金給付」とは

職域年金相当部分廃止後の新たな年金を、「退職等年金給付」といいます。この新しいしくみは地方公務員の退職給付の一部（公的年金の一部ではありません）であるため、「年金払い退職給付」ともいいます。退職等年金給付は、一元化前の共済年金の3階部分である「職域年金相当部分」とは大きく異なる別の制度であり、次のような特徴を持っています。

## 積立方式です

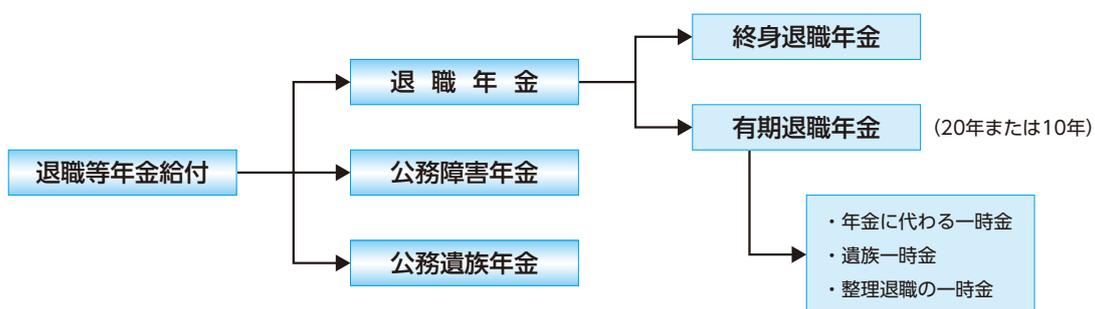
職域年金相当部分は共済年金の一部であり、現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養による「賦課方式」でした。一方、退職等年金給付は公務員の退職給付の一部として導入されたものであり、将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる「積立方式」です。

## 給付額はキャッシュバランス方式で計算されます

職域年金相当部分の給付額は、現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準が定められる「従来の確定給付方式」でした。一方、退職等年金給付は、一人ひとりの仮想個人勘定に「毎月の付与額（報酬の一定率）」と「毎月の利子（国債の利回り等に連動）」を積み上げした「給付算定基礎額」をもとに給付額が決定します。この年金の給付水準を国債の利回り等に連動させる方式を、「キャッシュバランス方式」といいます。

## 退職等年金給付には3種類の給付があります

退職等年金給付には、退職を事由とする「退職年金」、公務に基づく傷病により障害状態となったときまたは死亡したときの「公務障害年金」・「公務遺族年金」の3種類の給付があります。



## 退職年金について

### (1) 受給の要件は

次のいずれの要件も満たしているときに65歳から受給できます。

- ① 1年以上の引き続く組合員期間を有すること。  
(注) 平成27年10月1日以後の組合員期間または平成27年10月1日をまたいで引き続く組合員期間が対象となります。ただし、年金額は、平成27年10月1日以後の組合員期間で計算します。
- ② 65歳以上であること。
- ③ 退職していること。

なお、60歳からの繰上げ、または70歳までの繰下げが可能です。

(注)ただし、在職中（共済組合の組合員期間中）は受給できません。在職中は、支給停止（終身退職年金）または支給中断（有期退職年金）となります。

### (2) 年金の種類は

退職年金は、半分は「終身退職年金」、半分は「有期退職年金」として支給されます。

(注)年金額の計算のもとになる「給付算定基礎額」の2分の1で、それぞれの年金額を計算します。詳細は10頁以後の「退職年金の年金額の計算方法について」を参照してください。

### (3) 終身退職年金について

- ① 終身年金です。
- ② 本人が死亡した場合、終身退職年金は終了します。

### (4) 有期退職年金について

- ① 受給期間は20年または10年のいずれかを選択します。
- ② 年金に代えて、「一時金」を選択することも可能です。
- ③ 本人が死亡した場合は、未支給期間分を遺族に「一時金」として支給します。
- ④ 整理退職（免職の処分またはこれに相当する処分を受けて退職）した場合には、「一時金」を受給可能です。

(注) 1年以上の引き続く組合員期間を有し、65歳未満の人に限りです。

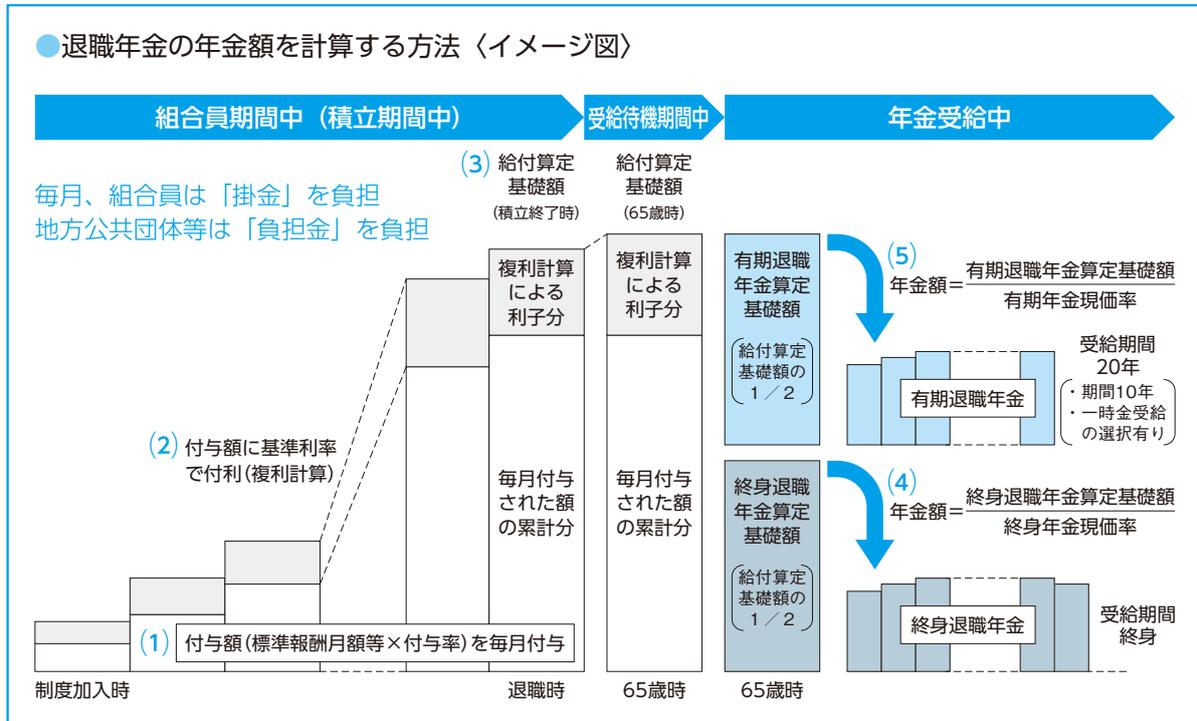
### (5) 支給期月は

支給期月は、厚生年金と同様で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、および12月の偶数月に、それぞれの前月までの分が支給されます。

支給期月	支給期間
2月	12月、1月
4月	2月、3月
6月	4月、5月
8月	6月、7月
10月	8月、9月
12月	10月、11月

## 退職年金の年金額の計算方法について

年金額は、平成27年10月1日以後の組合員期間で計算します。



出所：財務省「第23回財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会」（平成27年6月29日）資料をもとに作成。

### 年金額を計算する第1ステップ → 「給付算定基礎額」を確認または計算します。

- \* 給付算定基礎額は、各共済組合から年1回組合員に対して通知されます。  
なお、次の手順で給付算定基礎額を計算することになっています。

#### 掛金の負担…[平成27年10月以降 組合員の掛金率0.75%]

※将来見直しあり。ただし、すでに法定上限に達しているため、これ以上の引上げはありません。

組合員と地方公共団体等が毎月、同額の「(標準報酬月額および標準期末手当等の額)×0.75%」を負担することにより、付与額と利子が積立されます。

保険料率1.5% = 組合員の掛金率0.75% + 地方公共団体等の負担金率0.75%

(注) 掛金額が付与額として積立されるわけではありません。

#### (1) 付与額を毎月付与（毎月積立）

……[平成27年10月以降 付与率1.50%] ※将来見直しあり。

(標準報酬月額と標準期末手当等の額)×1.50% が毎月付与（毎月積立）されます。

## (2) 基準利率に基づき利子を毎月付与（毎月積立）

……[平成27年10月以降 基準利率0.48%] ※毎年10月に見直しあり。

利子は、「前月末の給付算定基礎額」と「当月の付与額」に対して、基準利率に基づき複利計算によって毎月付与（毎月積立）されます。

基準利率は、利子を算定するための率であり、10年国債の応募者利回りの直近1年平均と5年平均の低い率を基礎とし、積立金の運用状況とその見通しを勘案して決定します。基準利率は年単位の率であるため、月単位に換算して複利計算します。

## (3) 給付算定基礎額から終身退職年金算定基礎額・有期退職年金算定基礎額を計算

① 給付算定基礎額 = (各月の付与額 + 各月の利子) の累計 ※65歳までの利子分を含みます。

② 終身退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1/2  
(組合員期間が10年未満は × 1/4)

③ 有期退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1/2  
(組合員期間が10年未満は × 1/4)

となります。(組合員期間についてはQ4を参照してください。)

**年金額を計算する第2ステップ** → 「年金額」を計算します。

## (4) 終身退職年金額を計算

終身退職年金額 = 終身退職年金算定基礎額 ÷ 受給権者の年齢に応じた終身年金現価率。終身年金現価率は巻末の「別表1」のとおりです。※毎年10月に見直しあり。

## (5) 有期退職年金額を計算

有期退職年金額 = 有期退職年金算定基礎額 ÷ 支給残月数に応じた有期年金現価率。有期年金現価率は巻末の「別表2」のとおりです。※毎年10月に見直しあり。

## (6) 年金額を合計

[1年目の年金額] = 1年目の終身退職年金額 + 1年目の有期退職年金額

[2年目以降の年金額の計算方法]

① 2年目以降の終身退職年金算定基礎額 = 各年の9月30日の終身退職年金額 × (3月31日の受給権者の年齢 + 1) 歳に応じた終身年金現価率

② 2年目以降の有期退職年金算定基礎額 = 各年の9月30日の有期退職年金額 × 同年の10月1日における支給残月数に対して9月30日に適用される有期年金現価率

③ (4)、(5)と同じ手順で年金額を計算します。

## (7) 有期退職年金に代えて「一時金」で受け取る場合の額

一時金額 = 有期退職年金算定基礎額 です。

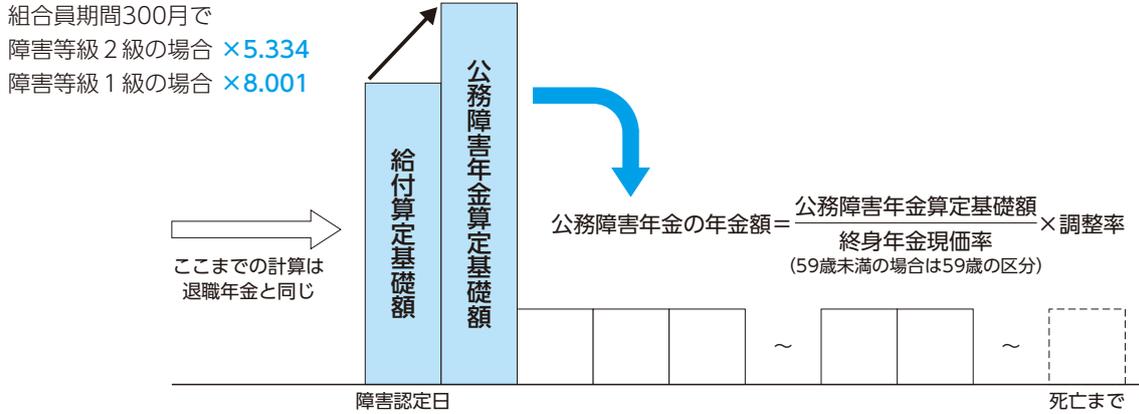
※有期退職年金の給付事由発生後6月以内に、終身退職年金と同時に請求が必要。

## (8) 年金額は毎年改定されます。

基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率は毎年10月に見直しになるため、年金額は毎年10月に改定されます。

## 公務障害年金について

### ●公務障害年金の年金額計算（イメージ図）



#### (1) 受給要件：次のいずれの要件も満たしていること

- ① 公務による傷病により障害状態となったこと
  - ② 公務傷病の初診日（はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日）において組合員であること
  - ③ 障害認定日（初診日から1年6月を経過した日またはその期間内に治った日もしくは症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日）において、その公務傷病により、障害等級1級～3級に該当する障害状態であること
- （注）公務傷病の初診日が平成27年10月1日以後であることが必要です。公務外（私傷病）・通勤災害は対象外です。在職中（共済組合の組合員期間中）は支給停止となります。

#### (2) 年金の種類：全額、終身年金です。（注）終身年金現価率による年金額の改定はありません。

#### (3) 年金額の計算方法

公務障害年金額 = {公務障害年金算定基礎額 ÷ 給付事由発生日の年齢（59歳未満の場合は59歳）に応じた終身年金現価率} × 調整率

\* 調整率 = 各年度の国民年金改定率 ÷ 給付事由発生日の国民年金改定率（毎年4月改定）

（公務障害年金算定基礎額は①と②の合計額）

- ① = 給付算定基礎額 × 5.334（障害等級が1級の場合は8.001） ÷ 組合員期間月数 × 300月
- ② = 給付算定基礎額（障害等級が1級の場合は × 1.25） ÷ 組合員期間月数 × {組合員期間月数（300月以下であるときは300月） - 300月}

（注）300月みなしとする措置および最低保障額があります。

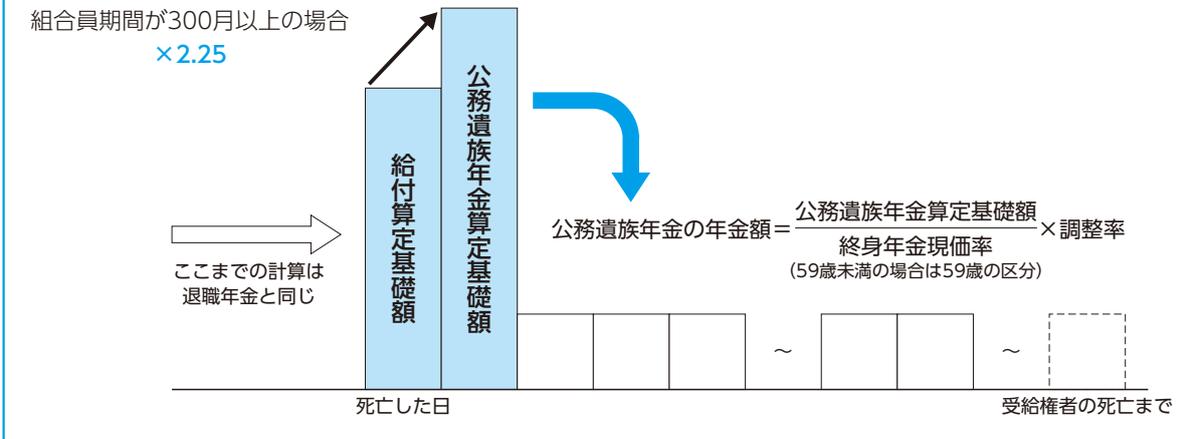
#### (4) 平成27年10月1日前の組合員期間に関する経過措置

一元化前から組合員であり、公務傷病の初診日が平成27年10月1日以後である場合、年金額は、(3)により計算した額と公務等による経過職域加算額（障害共済年金）の額のいずれか高い金額が支給されます。

（注）なお、平成27年10月1日前に初診日がある傷病（通勤災害による傷病を含みます）については、別途、経過措置で支給される経過職域加算額（障害共済年金）の対象となります。

## 公務遺族年金について

### ●公務遺族年金の年金額計算（イメージ図）



#### (1) 受給要件：次のいずれかに該当したとき

- ① 公務による傷病により死亡したとき
- ② 退職後、組合員期間中の初診日がある公務傷病により初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級または2級の公務障害年金の受給権者が、その原因となった公務傷病により死亡したとき など

(注)公務傷病の初診日が平成27年10月1日以後であることが必要です。公務外（私傷病）・通勤災害は対象外です。

#### (2) 年金の種類：全額、終身年金です。(注)終身年金現価率による年金額の改定はありません。

#### (3) 年金額の計算方法

公務遺族年金額 = |公務遺族年金算定基礎額 ÷ 死亡日の年齢（59歳未満の場合は59歳）に応じた終身年金現価率| × 調整率

\*調整率 = 各年度の国民年金改定率 ÷ 給付事由発生年度の国民年金改定率（毎年4月改定）

(公務遺族年金算定基礎額の計算式)

- ① 組合員期間が300月以上の場合  
公務遺族年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 2.25
- ② 組合員期間が300月未満の場合  
公務遺族年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 2.25 ÷ 組合員期間月数 × 300月

(注) 300月みなしとする措置および最低保障額があります。

#### (4) 平成27年10月1日前の組合員期間に関する経過措置

公務障害年金と同様に経過措置が設けられ、(3)により計算した額と公務等による経過的職域加算額（遺族共済年金）の額のいずれか高い額が支給されます。

## 経過的職域加算額の計算式

Q1

経過的職域加算額（退職共済年金）の算定式に、仮の数字を入れて試算してみてください。

A1

それでは、第3号厚生年金被保険者期間のある地方公務員の特別支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）について、事例を踏まえて試算してみましょう。

### 年金加入歴

昭和32年11月30日生まれ、女性、独身。

大学卒業後、昭和58年4月に市役所入庁。平成29年11月29日に60歳となり、平成30年3月31日に定年退職。再任用は希望しません。

### 年金データ

■入庁から平成15年3月までの平均給料月額(平均標準報酬月額)および加入期間

……280,000円(240月) <平均給料月額は平均標準報酬月額と算定上みなされます>

■平成15年4月から一元化(平成27年9月30日)までの平均給与月額(平均標準報酬額)および加入期間

……480,000円(150月) <平均給与月額は平均標準報酬額と算定上みなされます>

■平成15年4月から退職(平成30年3月31日)までの平均標準報酬額および加入期間

……460,000円(180月)

(注)「平均給与月額」は掛金の標準となった給料の額に手当率(1.25)を乗じて得た額を基礎に算定するので、扶養手当がなく、時間外勤務手当もない事例の場合には、一元化後の標準報酬月額は下がることも想定されることから、このような金額を設定しました。金額そのものは、年金額算定のものであり、仮のものです。

### 年金額の算定

■特別支給の老齢厚生年金

$280,000円 \times 7.125 / 1,000 \times 240月 + 460,000円 \times 5.481 / 1,000 \times 180月$   
= 932,627円 (端数処理後)

■経過的職域加算額(退職共済年金)

$280,000円 \times 1.425 / 1,000 \times 240月 + 480,000円 \times 1.096 / 1,000 \times 150月$   
= 174,672円

\*年金額は、本来水準で算定しました。実際は、従前額保障による年金額と比べて、高い年金額が支給されます。

## 退職等年金給付（退職年金）の計算式

Q2

退職等年金給付（退職年金）の算定式に、仮の数字を入れて試算してみてください。

A2

それでは、第3号厚生年金被保険者期間がある地方公務員の退職等年金給付（退職年金）について、事例を踏まえて算定してみましょう。

平成27年10月1日から定年退職する平成30年3月31日までの加入期間の分が、退職年金に反映されます。（Q1の事例の年金データを変更しています）

### 年金加入歴

昭和32年11月30日生まれ、女性、独身。

大学卒業後、昭和58年4月に市役所入庁。平成29年11月29日に60歳となり、平成30年3月31日に定年退職。再任用は希望しません。

### 年金データ

■平成27年10月から退職（平成30年3月31日）までの標準報酬月額および標準期末手当等の額

標準報酬月額……………320,000円

6月と12月の標準期末手当等の額……………480,000円

年金額の計算方法は10～11頁のとおりですので、手順に沿って計算します。基準利率・年金現価率は平成27年10月1日現在の率を使用し試算してみると、次のような金額になります。

## 第1ステップ

給付算定基礎額から終身退職年金算定基礎額・有期退職年金算定基礎額を計算します。

- ① 毎月の付与額は  
標準報酬月額320,000円×付与率1.50% = 4,800円  
6月・12月は標準期末手当等の額480,000円×付与率1.50% = 7,200円 をさらにプラスします。
- ② 定年退職時の給付算定基礎額を、基準利率0.48%で複利計算し試算すると、181,125円 となります。
- ③ さらに、65歳時の給付算定基礎額を、基準利率0.48%で複利計算し試算すると、185,514円 となります。

その結果、終身退職年金算定基礎額 = 185,514円 × 1/2 = 92,757円

有期退職年金算定基礎額 = 185,514円 × 1/2 = 92,757円 となります。

## 第2ステップ

年金額を計算します。

### ④年金額の計算は

65歳の終身年金現価率は21.609620ですので、

終身退職年金額は  $92,757円 \div 21.609620 = 4,292円 \approx 4,300円$  (年額)

有期退職年金を20年で試算しますと、20年の有期年金現価率は19.064542ですので、

有期退職年金額は  $92,757円 \div 19.064542 = 4,865円 \approx 4,900円$  (年額)

その結果、年金額 =  $4,300円 + 4,900円 = 9,200円$  (年額) となります。

有期退職年金を一時金で受け取る場合は  $92,757円 \approx 92,800円$  です。



### Column

#### 退職年金の年金額を簡易に概算計算する方法

◇標準報酬月額  $320,000円 \times 1.50\% \times 30月 = 144,000円$  (付与額)

◇標準期末手当等の額  $480,000円 \times 1.50\% \times 5回支給 = 36,000円$  (付与額)

☆付与額合計  $144,000円 + 36,000円 = 180,000円$

これに、基準利率0.48%で複利計算され、65歳から、半分は終身で、残りの半分は有期または一時金で支給されるわけですが、仮に、給付算定基礎額を190,000円として、平成27年10月1日現在に示されている数字をもとに試算してみました。なお、実際の付与率は一定期間ごとに、基準利率・年金現価率は毎年10月に、それぞれ見直しが行われます。

□給付算定基礎額 190,000円

◇終身年金現価率 65歳・・・21.609620

◇有期年金現価率 支給残月数240月・・・19.064542

◆終身退職年金  $95,000円 \div 21.609620 = 4,396円 \approx 4,400円$  (年額)

◆有期退職年金  $95,000円 \div 19.064542 = 4,983円 \approx 5,000円$  (年額)

(有期退職年金は20年で試算) 【一時金の場合 95,000円】

◆概算の年金額 =  $4,400円 + 5,000円 = 9,400円$  (年額) となります。

## 繰上げ支給と経過的職域加算額および退職年金

Q3

昭和31年8月10日生まれで、平成28年8月9日で60歳になります。平成29年3月31日が定年退職の予定です。

本来の支給開始年齢は、62歳です。しかし、子どもが大学に進学する関係から、特別支給の老齢厚生年金だけ、60歳から繰上げ受給をしたいと考えています。

経過的職域加算額（退職共済年金）と老齢基礎年金額は、減額されると困りますので、原則通り、65歳から受給したいと考えていますが、そのような受給方法は可能でしょうか？

また、退職年金を60歳から繰上げ請求することはできますか？その場合、年金額はどのようになるのでしょうか？

A3

特別支給の老齢厚生年金を繰り上げると、経過的職域加算額（退職共済年金）も老齢基礎年金も同時に繰り上げて受給しなければなりません。1月につき、0.5%減額されます。

本来、62歳から受給できる特別支給の老齢厚生年金を、仮に60歳から受給したとすると、 $0.5\% \times 24\text{月} = 12\%$ 減額され、62歳から受給できる特別支給の老齢厚生年金の88%しか受給できません。しかも、65歳以後も減額されたままの金額が支給されることになります。

簡単にいえば、特別支給の老齢厚生年金が、年額100万円だと見込まれているとすると、年額88万円の受給額になるということです（経過的加算額（21頁の図を参照）については考慮していません）。

また、経過的職域加算額（退職共済年金）も同様で、12%減額された年金額が、ずっと支給され続けることになります。

老齢基礎年金については、65歳が本来の支給年齢ですから、60歳で繰り上げて受給することになると、 $12\text{月} \times 5\text{年} = 60\text{月}$ で、60月早く受給を開始することになります。ということは、 $0.5\% \times 60\text{月} = 30\%$ の減額となります。

仮に、70万円受給できる老齢基礎年金であったとしたら、 $70\text{万円} \times 70\% = 49\text{万円}$ の受給額となり、これが一生続くことになります。

また、繰上げ受給することで、事後重症などによる障害基礎年金が受給できなくなるなどから、デメリットも認識し、慎重に判断することが必要です。

退職年金は、原則として、65歳から支給されます。なお、退職後であれば、60歳から繰上げ請求することができます。しかも繰り上げて受給する場合は、終身退職年金と有期退職年金を同時に繰り上げなければならず、どちらか一方のみを繰り上げることにはできません。

退職年金を繰上げ請求した場合には、1月につき0.5%ずつ減額されるということにはならず、10～11頁の計算手順に沿って年金額が計算されることになります。

60歳から繰り上げて受給した場合の計算式を示しておきましょう。

■終身退職年金額＝終身退職年金算定基礎額÷60歳時の終身年金現価率

■有期退職年金額＝有期退職年金算定基礎額÷支給残月数240月の有期年金現価率

（有期退職年金20年の場合）

基本的に、繰上げ受給をすると、

- ① 給付算定基礎額を計算する際の利子が60歳までしか付与されないため、その分給付算定基礎額が小さくなります。
- ② その結果、終身退職年金算定基礎額および有期退職年金算定基礎額も小さくなります。
- ③ また、終身年金現価率は年齢が若いと大きくなります。そのため、年金額は小さくなります。
- ④ 有期年金現価率は支給残月数に応じて決まるため、繰上げしても変わりません。

このように、①～④の結果を上記の計算式に当てはめると、年金額が小さくなります。

この繰上げ受給についてQ2の事例をもとに、60歳定年退職時の給付算定基礎額を181,125円とし、60歳から繰り上げて受給した場合の年金額を試算してみましょう。

終身退職年金算定基礎額 =  $181,125円 \times 1/2 = 90,562.5円$

有期退職年金算定基礎額 =  $181,125円 \times 1/2 = 90,562.5円$

60歳の終身年金現価率25.482034ですので、

終身退職年金額は  $90,562.5円 \div 25.482034 = 3,554円 \div 3,600円$  (年額)

有期退職年金を20年で試算しますと、20年の有期年金現価率19.064542ですので、

有期退職年金額は  $90,562.5円 \div 19.064542 = 4,750円 \div 4,800円$  (年額)

その結果、年金額 =  $3,600円 + 4,800円 = 8,400円$  (年額) となります。

有期退職年金を一時金で受け取る場合は  $90,562.5円 \div 90,600円$  です。

#### 【参考】

なお、繰下げ受給の場合も計算式は同じであり、

①給付算定基礎額は利子が大きくなる、その結果、②終身退職年金算定基礎額および有期退職年金算定基礎額も大きくなる、③終身年金現価率は小さくなる、という理由で年金額が増額されます。

いずれの事例も、退職年金の計算方法を把握するためのイメージとしてとらえていただければよいと思います。また、これらの事例で、退職年金の計算方法が経過的職域加算額の算定方法と異なることが理解できるものと思います。

#### Column

#### 退職等年金給付の端数処理について

◇受給権を決定する場合および額を改定する場合の年金額 (年額)

50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げます。

◇各支給期月における支給額 (2か月分)

1円未満の端数があるときは、4月、6月、8月、10月、12月に支給すべき端数金額はこれを切り捨て、それぞれ2月に支給すべき金額に加算します。

◇退職等年金給付の額を算定する過程

円位未満の端数があるときは特段の定めのない限り、銭位まで計算し、銭位未満の端数は四捨五入します。

## 施行日をまたぐ退職年金の引き続く1年要件と10年以上の組合員期間

Q4

昭和29年7月7日生まれで、平成26年7月6日に60歳となり、約37年間勤めた公務員を平成27年3月に定年退職しました。1年間リフレッシュさせていただき、平成28年4月からフルタイムの再任用で職場に復帰し、これから65歳まで、全力で仕事に励むことにしました。

新しいしくみである退職年金については、10年以上勤務するかどうかで、給付算定基礎額に違いが生じると聞いています。

これから65歳まで勤務しても、4年間しか勤務できず、10年以上にはなりません。しかしながら、一定の要件を満たした場合には、一元化前の組合員期間と一元化後の組合員期間が合算されるとも聞いております。

私は、被用者年金の一元化が実施された平成27年10月1日には在職していませんでしたが、定年退職するまで約37年間勤務した実績がありますし、しかも、これから再任用であと4年間、フルタイムで勤務する予定です。

37年間と4年間を合算すれば、41年間となり、十分に10年以上になります。一元化前の組合員期間と一元化後の組合員期間が合算されるためには、いわゆる「1年以上引き続く組合員期間を有する者」と同様の要件（9頁の(1)①を参照）を満たしていないといけないとも聞きます。私の場合はどうなのでしょう？

A4

10年以上の組合員期間があるかを判定する際には、「1年以上の引き続く組合員期間を有する者」と同様の要件を満たしている必要はありません。

つまり、平成27年10月1日に、組合員として在職していないので、平成27年10月1日前の組合員期間は「1年以上の引き続く組合員期間」に合算できない取扱いになりますが、「10年以上の組合員期間」については、平成27年10月1日前から引き続き組合員である必要はないため、一元化の前後の組合員期間を合算して「10年以上の組合員期間」があるものと判定されます。

したがって、退職年金の年金額を計算する際の合算した組合員期間は41年間で10年以上となり、給付算定基礎額の全額を受給できることとなります。

## Column

### 組合員期間が10年未満の場合の退職年金の額

組合員期間が10年未満の場合、給付算定基礎額の4分の1を終身退職年金算定基礎額、同様に給付算定基礎額の4分の1を有期退職年金算定基礎額として退職年金が支給されます。つまり、組合員が毎月積み立てた掛金相当分（複利の利子を含む）が、退職年金として支給されるということになります。

退職等年金給付は公務員のための退職給付の制度であり、一定期間（10年）以上勤務した場合は満額支給される仕組みになっています。

なお、公務障害年金・公務遺族年金は、組合員期間が10年未満であっても満額支給されます。

### 1年に満たない引き続き組合員期間

1年に満たない組合員期間の場合は、退職年金は支給されません。

なお、公務障害年金・公務遺族年金は組合員期間が1年未満であっても、支給要件を満たせば満額支給されます。



## 経過的職域加算額と雇用保険の基本手当

Q5

60歳で定年になりましたが、フルタイムの再任用で、市役所で引き続き公務員として仕事をすることにしました。再任用のため、雇用保険に加入しています。年金受給開始年齢まで勤務し、退職後は、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給しようかと考えていますが、基本手当（失業給付）を受給すると、年金は全額支給停止になるのですか？  
経過的職域加算額（退職共済年金）も支給停止になるのでしょうか？

A5

雇用保険の基本手当（失業給付）を受給している間、特別支給の老齢厚生年金（一元化前の厚生年金相当部分に相当する）は、全額支給停止となりますが、経過的職域加算額（退職共済年金）は支給停止の対象となっていないので、全額支給となります。イメージ図を示しておきましょう。網掛けした部分が支給停止となります。

### ●基本手当をもらうと、年金のなにが支給停止となるのか



（注）加給年金額は、一定の要件を満たす配偶者等がいる場合に加算されます。



## 在職中の経過的職域加算額と退職等年金給付

Q6

在職中です。経過的職域加算額および一元化後の退職等年金給付は、支給されずか、支給停止となりますか？

A6

経過的職域加算額は、共済組合の組合員期間（第3号厚生年金被保険者期間）中は、全額支給停止となります。老齢厚生年金が、一部支給になっていたとしても、経過的職域加算額は全額支給停止となります。

一方、民間企業に転職した場合（第1号厚生年金被保険者となる）や私立学校の教職員となった場合（第4号厚生年金被保険者となる）は、全額支給されます。仮に、特別支給の老齢厚生年金（一元化前の厚生年金相当部分に相当する）が全額支給停止になっていたとしても、経過的職域加算額は支給停止の対象とはなっていないので、全額支給となります。

また、共済組合の組合員期間（第3号厚生年金被保険者期間）中は、退職等年金給付も支給されません。

- ① 退職年金の終身退職年金は支給停止、有期退職年金は支給中断（不支給）となります。
- ② 公務障害年金も全額支給停止となります。

その他、退職等年金給付の主な支給停止事由は以下のとおりです。

種類	支給停止事由
退職年金	・公務障害年金を受けられるとき ※有期退職年金の一時金を除く ・禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を受ける間 ・障害を給付事由とする旧職域年金相当部分・経過的職域加算額の支給を受けられるとき
公務障害年金	・退職年金または公務遺族年金を受けられるとき ※有期退職年金の一時金を除く ・障害の程度が障害等級に該当しなくなったとき
公務遺族年金	・公務障害年金を受けられるとき ・国家公務員共済組合法による公務遺族年金を受けられるとき など

### Column

#### 退職等年金給付の主な給付制限について

退職等年金給付を受けるべき人が、故意の犯罪行為によりまたは故意に病気、負傷、障害、死亡もしくは災害等を生じさせた場合には、その人には、その病気、負傷、障害、死亡または災害に係る給付は行われません。

禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分を受けたとき、または組合員（退職した後再び組合員となった人に限ります）もしくは組合員であった人が退職手当支給制限等処分を受けたときは、その人に、組合員期間に係る退職年金または公務障害年金の全部または一部が支給されないことがあります。

## 国共済の退職等年金給付と地共済の退職等年金給付

Q7

60歳の定年退職まで、国家公務員でした。その後、縁があり、〇〇県△△市の職員として任用されました。国家公務員時代に納付した退職等年金給付の掛金は、どうなるのでしょうか？ 地方公務員共済組合に引き継がれるのでしょうか？

A7

心配ありません。引き継がれます。国家公務員時代の給付算定基礎額は地方公務員共済組合に引き継がれるまでの利子を含め、すべて地方公務員共済組合に引き継がれます。

## 退職年金と退職所得に適用される特別控除

Q8

人事課の説明によると、60歳で定年退職をすると、約2,200万円程度の退職金が受給できるといわれています。

公務員として勤務しているので、退職所得控除の関係が気になっているのですが、60歳のときに退職金を受給し、63歳で、退職年金を繰り上げて、有期退職年金を一時金で受給した場合、退職所得に適用される特別控除は、有期退職年金を一時金で受給するときにも適用されますか？それとも、退職金を受給してから4年を経過していないので、適用されないのでしょうか？なお、一時金は、20万円程度と聞いています。

A8

有期退職年金を「一時金」で受給した場合、「退職手当等とみなす一時金」として、退職所得の課税対象となります。その税額計算は、「退職した年の所得」として、退職手当等の額と合算して、計算し直すこととなります。60歳で定年退職したときの退職所得控除額の計算は、仮に勤続年数を38年としますと、

退職所得控除額 = (40万円 × 20年) + 70万円 × (38年 - 20年) = 2,060万円  
となります。

退職金2,200万円 > 退職所得控除額2,060万円のため、控除額はすべて使い切っています。そのため、退職年金を63歳に繰り上げ一時金で受給した場合、特別控除は適用されず、20万円の一時金に税金がかかってくることとなります。

## 在職中(共済組合の組合員中)に私傷病により死亡した場合の 経過的職域加算額(遺族共済年金) — 短期要件 —

Q9

高校卒業以来、市役所に勤務し、いま、38歳になりました。一元化後に、在職中に公務によらない私傷病で亡くなった場合は、退職等年金給付(公務遺族年金)は支給されないというのは、このパンフレットを読んで理解したのですが、経過的職域加算額(遺族共済年金)はどうなのでしょう？一元化後、職域年金相当部分は廃止になっているので、在職中に公務によらない私傷病で亡くなった場合は、遺族共済年金は支給されないのでしょうか？

A9

一元化後ですので、保険料納付要件を満たしていることが、経過的職域加算額(遺族共済年金)の前提となります。

経過的職域加算額(遺族共済年金)は、一元化前に共済組合の組合員期間があり、一元化後に、共済組合の組合員期間中における死亡(私傷病による)の場合、支給されます。

ただし、経過的職域加算額(遺族共済年金)を算定する基礎となる平均給料月額・平均給与月額は、平成27年9月までのものとなります(平均給与月額の算定の基礎となる期間は平成15年4月から平成27年9月までとなります)。

なお、報酬比例部分については、死亡日の翌日の属する月の前月分までが、被保険者期間として、遺族厚生年金の年金額の算定に反映されます。

この相談者が平成28年12月に死亡した場合の経過的職域加算額(遺族共済年金)の算定式は以下のとおりです。

### 【経過的職域加算額(遺族共済年金)の年金額を求める算定式】

$$\begin{aligned} & (\text{平均給料月額} \times 1.425/1000 \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \\ & + \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数}) \times 3/4 \end{aligned}$$

\*本来水準による算定式です。なお、組合員期間が300月未満の場合は、この算定式で計算した年金額に、300を全組合員期間の月数で除して得た数を乗じて、全体を300月分に増額します。

## 私傷病により死亡した場合の経過的職域加算額（遺族共済年金） — 長期要件 —

Q10

将来、私が経過的職域加算額（退職共済年金）を受給しているときに死亡した場合、残された妻には、経過的職域加算額（遺族共済年金）は支給されるのでしょうか？

残された配偶者のために教えてください。

A10

生計維持要件や所得要件など、一定の要件を満たしていれば、質問者が受給していた年金額の4分の3が支給されます。

ただし、経過的職域加算額（遺族共済年金）については、平成37年10月1日以後に死亡した場合は、毎年、30分の1ずつ引き下げられ、平成46年10月1日以後に死亡した場合は、質問者が受給していた年金額の2分の1になります（経過的職域加算額のみ、遺族厚生年金は4分の3で変わりません）。

わかりやすく、金額を入れて整理してみましたので、参考にしてください。（経過的職域加算額に着目しているため、中高齢寡婦加算や妻自身の老齢厚生年金については考慮していません。）

### ●一元化後の経過的職域加算額（遺族共済年金）はどうなるのか？

■夫の老齢厚生年金：120万円

◆夫の経過的職域加算額（退職共済年金）：20万円

#### 夫が平成37年9月30日までに死亡した場合

■妻の遺族厚生年金（厚生年金部分） 120万円×3/4=90万円

◆妻の経過的職域加算額（遺族共済年金） 20万円×3/4=15万円

#### 夫が平成37年10月1日に死亡した場合

■妻の遺族厚生年金（厚生年金部分） 120万円×3/4=90万円

◆妻の経過的職域加算額（遺族共済年金） 20万円×3/4×29/30=14万5千円

#### 夫が平成46年10月1日以後に死亡した場合

■妻の遺族厚生年金（厚生年金部分） 120万円×3/4=90万円

◆妻の経過的職域加算額（遺族共済年金） 20万円×3/4×20/30=10万円

## 私傷病による障害と経過的職域加算額（障害共済年金）

Q11

大学を卒業後、ずっと地方公務員として勤務しており、40歳台になりました。一元化前に初診日のある私傷病が原因で、一元化後に障害認定日があり、障害厚生年金3級に該当するとして認定されました。一元化前に初診日があり、私傷病が原因なので、退職等年金給付（公務障害年金）は支給されないというのは、このパンフレットを読んで理解したのですが、経過的職域加算額（障害共済年金）は支給されますか？一元化後は、職域年金相当部分は廃止になっているので、経過的職域加算額（障害共済年金）は支給されないのでしょうか？

A11

一元化後ですので、初診日の前日における保険料納付要件を満たしていることが、経過的職域加算額（障害共済年金）を受給できる要件となりますが、納付要件を満たしている場合、障害厚生年金も経過的職域加算額（障害共済年金）も受給できます。

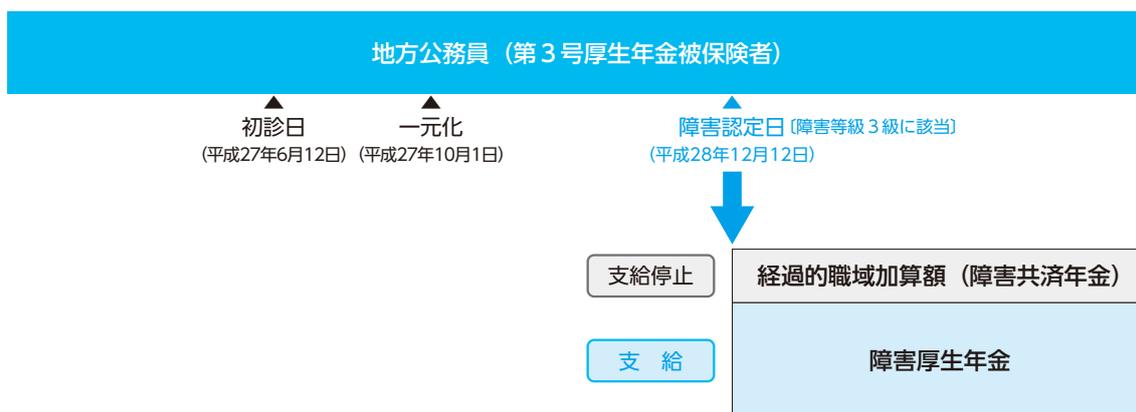
なお、一元化前に障害認定日があり、そのときは障害等級に非該当でしたが、一元化後に障害等級3級以上に該当するようになった場合、いわゆる事後重症の場合も同様です。

ただし、現在、共済組合の組合員として在職中ですので、障害厚生年金は支給されますが、経過的職域加算額（障害共済年金）は全額支給停止となります。

また、経過的職域加算額（障害共済年金）を算定する基礎となる平均給料月額・平均給与月額は、平成27年9月までのものとなりますが、組合員期間が300月に満たなくても300月みなしの適用があります（24頁のA9を参照）。

なお、障害厚生年金を算定する期間は、障害認定日の属する月までの平均標準報酬月額・平均標準報酬額となります（障害認定日の属する月後の期間は算定対象となりません）。

公務員を退職した場合は、経過的職域加算額（障害共済年金）は全額支給されるようになります。民間企業に就職したりした場合（第1号厚生年金被保険者になる）も、全額支給されません。



## 経過的職域加算額と退職等年金給付の違い

Q12

そもそも経過的職域加算額と新しい退職等年金給付との違いがよくわかりません。教えてください。

A12

経過的職域加算額と新しい退職等年金給付との違いをまとめると、次のようになります。

	経過的職域加算額	退職等年金給付
年金の性格	<p><b>公的年金たる共済年金の一部（社会保障制度の一部）。</b> わが国の公的年金は、①国民皆年金、②社会保険方式、③世代間扶養という特徴をもち、経過的職域加算額もその一部分。</p>	<p><b>退職給付の一部（民間の企業年金に相当）。</b> 退職等年金給付は、全国民が基礎年金に加入するという国民皆年金の一環ではなく、世代間扶養の仕組みもない。</p>
財政方式	<p><b>賦課方式。</b> 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式。</p>	<p><b>積立方式。</b> 将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる方式。</p>
給付設計	<p><b>従来 of 確定給付型。</b> 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式。</p>	<p><b>キャッシュバランス型。</b> 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式。</p>
対象となる加入期間	平成27年9月30日以前の組合員期間。	平成27年10月1日以後の組合員期間。
請求手続	老齢・障害・遺族厚生年金の請求をしたことをもって、請求した取扱いとなる。	厚生年金とは、別の請求書を用いて請求する。
離婚分割	分割の対象となる。	分割の対象とならない。
支給開始年齢（障害・遺族年金を除く）	老齢厚生年金の支給開始年齢と同じ。	原則として65歳
障害・遺族年金の給付（公務および通勤災害）	公務および私傷病を含む（通勤災害も対象となる）。	公務上の傷病のみ、私傷病は含まない（通勤災害は対象とならない）。
年金額の単位	1円単位	100円単位
繰上げ支給の減額率	1月につき、0.5%の減額。	給付算定基礎額の利子は請求日の前日の属する月までのため、当該額は減額となる。

## 経過的職域加算額の端数処理

Q13

一元化後に受給権の発生した年金は、原則として、1円単位になるということですが、経過的職域加算額も1円単位になるのですか？

A13

経過的職域加算額も1円単位になります。  
ただし、退職等年金給付は、100円単位となります。

## 経過的職域加算額とワンストップサービス

Q14

一元化後に受給権の発生した老齢厚生年金は、ワンストップサービスの対象と聞いていますが、経過的職域加算額は、ワンストップサービスの対象となるのですか？

A14

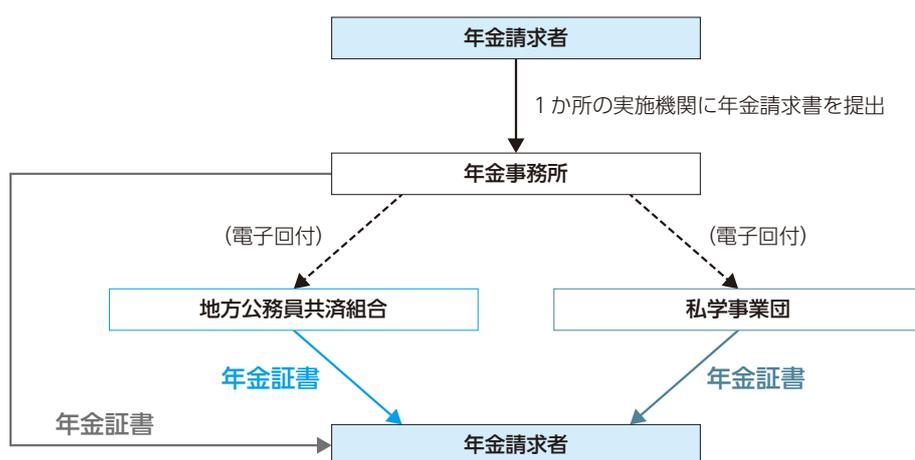
ワンストップサービスの対象となります。経過的職域加算額については、特別支給の老齢厚生年金の請求をしたことをもって、請求したものとみなす取扱いをしますので、ワンストップサービスの対象となります。

遺族厚生年金の請求についても、同様に取り扱われます。

厚生年金部分と経過的職域加算額を別々に請求する必要はありません。

ただし、障害年金については、初診日のある実施機関に請求することになっており、ワンストップサービスの対象となっていません。

### ●一元化後のワンストップサービスのイメージ図（複数の実施機関に加入期間がある場合）

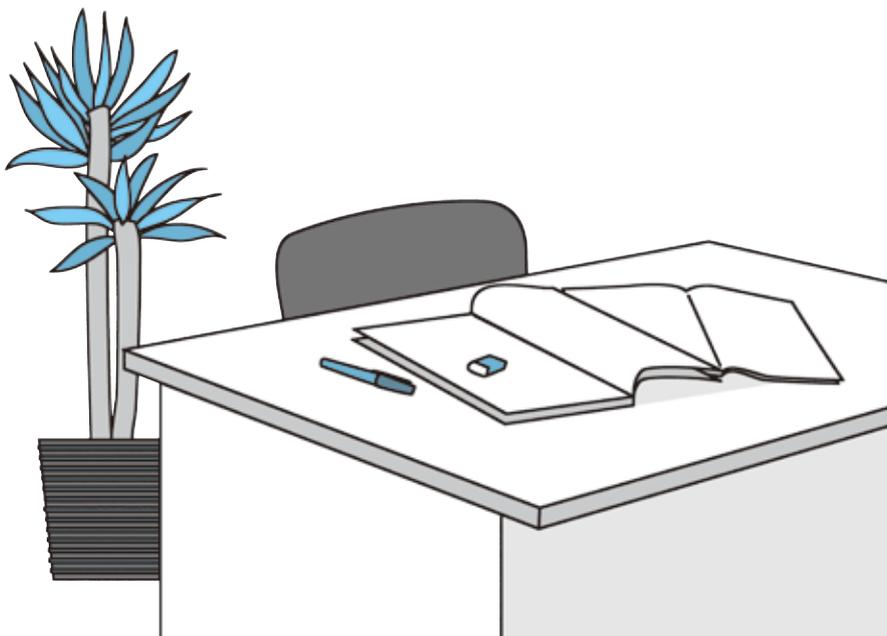


なお、退職等年金給付の請求は、ワンストップサービスの対象とはなりません。加入していた共済組合に請求することになります。

【別表1】終身年金現価率表（平成27年10月1日～平成28年9月30日まで適用）

年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率
59歳	26.254878	78歳	11.923532	97歳	3.214531
60歳	25.482034	79歳	11.247753	98歳	2.985908
61歳	24.708706	80歳	10.589354	99歳	2.773195
62歳	23.934883	81歳	9.957218	100歳	2.576167
63歳	23.160449	82歳	9.346925	101歳	2.392465
64歳	22.385472	83歳	8.759838	102歳	2.222513
65歳	21.609620	84歳	8.196938	103歳	2.065428
66歳	20.835534	85歳	7.658916	104歳	1.920235
67歳	20.063340	86歳	7.146333	105歳	1.785874
68歳	19.294145	87歳	6.659930	106歳	1.661040
69歳	18.528404	88歳	6.200807	107歳	1.543790
70歳	17.766831	89歳	5.770224	108歳	1.430435
71歳	17.010504	90歳	5.369283	109歳	1.312511
72歳	16.260168	91歳	4.993011	110歳	1.167354
73歳	15.510503	92歳	4.639423	111歳	0.927472
74歳	14.770017	93歳	4.309047	112歳	0.869682
75歳	14.039831	94歳	4.003110	113歳	0.792452
76歳	13.321109	95歳	3.720693	114歳	0.651180
77歳	12.615191	96歳	3.459305	115歳以上	0.541368

地方公務員共済組合連合会定款別表第3（第20条関係）より。



【別表2】 有期年金現価率表（平成27年10月1日～平成28年9月30日まで適用）

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
1月	0.083300	41月	3.387533	81月	6.639443
2月	0.166534	42月	3.469449	82月	6.720062
3月	0.249767	43月	3.551364	83月	6.800680
4月	0.332935	44月	3.633215	84月	6.881235
5月	0.416102	45月	3.715065	85月	6.961789
6月	0.499203	46月	3.796850	86月	7.042279
7月	0.582304	47月	3.878635	87月	7.122769
8月	0.665338	48月	3.960355	88月	7.203194
9月	0.748373	49月	4.042074	89月	7.283620
10月	0.831341	50月	4.123729	90月	7.363982
11月	0.914309	51月	4.205383	91月	7.444343
12月	0.997212	52月	4.286973	92月	7.524640
13月	1.080114	53月	4.368562	93月	7.604938
14月	1.162950	54月	4.450086	94月	7.685171
15月	1.245786	55月	4.531611	95月	7.765405
16月	1.328556	56月	4.613070	96月	7.845574
17月	1.411326	57月	4.694529	97月	7.925743
18月	1.494029	58月	4.775924	98月	8.005849
19月	1.576733	59月	4.857318	99月	8.085954
20月	1.659371	60月	4.938647	100月	8.165996
21月	1.742009	61月	5.019976	101月	8.246037
22月	1.824581	62月	5.101241	102月	8.326015
23月	1.907153	63月	5.182505	103月	8.405992
24月	1.989659	64月	5.263705	104月	8.485906
25月	2.072165	65月	5.344905	105月	8.565820
26月	2.154606	66月	5.426040	106月	8.645670
27月	2.237046	67月	5.507174	107月	8.725520
28月	2.319421	68月	5.588245	108月	8.805307
29月	2.401795	69月	5.669315	109月	8.885093
30月	2.484104	70月	5.750320	110月	8.964816
31月	2.566413	71月	5.831326	111月	9.044539
32月	2.648656	72月	5.912266	112月	9.124198
33月	2.730899	73月	5.993207	113月	9.203857
34月	2.813077	74月	6.074083	114月	9.283452
35月	2.895254	75月	6.154960	115月	9.363048
36月	2.977366	76月	6.235771	116月	9.442580
37月	3.059478	77月	6.316583	117月	9.522112
38月	3.141525	78月	6.397330	118月	9.601581
39月	3.223571	79月	6.478078	119月	9.681049
40月	3.305552	80月	6.558761	120月	9.760455

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
121月	9.839860	161月	12.989598	201月	16.089459
122月	9.919202	162月	13.067683	202月	16.166308
123月	9.998544	163月	13.145769	203月	16.243157
124月	10.077822	164月	13.223792	204月	16.319945
125月	10.157101	165月	13.301815	205月	16.396733
126月	10.236316	166月	13.379776	206月	16.473459
127月	10.315532	167月	13.457737	207月	16.550186
128月	10.394684	168月	13.535636	208月	16.626851
129月	10.473836	169月	13.613535	209月	16.703516
130月	10.552925	170月	13.691371	210月	16.780120
131月	10.632014	171月	13.769208	211月	16.856724
132月	10.711040	172月	13.846982	212月	16.933267
133月	10.790066	173月	13.924757	213月	17.009810
134月	10.869029	174月	14.002469	214月	17.086292
135月	10.947991	175月	14.080182	215月	17.162774
136月	11.026891	176月	14.157832	216月	17.239195
137月	11.105791	177月	14.235483	217月	17.315616
138月	11.184628	178月	14.313071	218月	17.391976
139月	11.263465	179月	14.390660	219月	17.468336
140月	11.342239	180月	14.468187	220月	17.544635
141月	11.421013	181月	14.545713	221月	17.620934
142月	11.499724	182月	14.623178	222月	17.697172
143月	11.578436	183月	14.700643	223月	17.773410
144月	11.657084	184月	14.778046	224月	17.849587
145月	11.735732	185月	14.855449	225月	17.925765
146月	11.814318	186月	14.932790	226月	18.001881
147月	11.892904	187月	15.010131	227月	18.077998
148月	11.971427	188月	15.087411	228月	18.154054
149月	12.049950	189月	15.164691	229月	18.230110
150月	12.128410	190月	15.241908	230月	18.306105
151月	12.206870	191月	15.319126	231月	18.382100
152月	12.285268	192月	15.396283	232月	18.458034
153月	12.363666	193月	15.473439	233月	18.533969
154月	12.442001	194月	15.550534	234月	18.609843
155月	12.520336	195月	15.627628	235月	18.685717
156月	12.598609	196月	15.704662	236月	18.761530
157月	12.676881	197月	15.781695	237月	18.837344
158月	12.755092	198月	15.858667	238月	18.913097
159月	12.833302	199月	15.935638	239月	18.988850
160月	12.911450	200月	16.012549	240月	19.064542

地方公務員共済組合連合会定款別表第4（第20条関係）より。

## 【参考】 地方公務員の支給開始年齢

生年月日	特別支給						本来支給
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
(一般) 昭25.10.2～昭28.4.1 (特定) 昭30.10.2～昭34.4.1 ※参照  (一元化後に一般65歳、 特定60歳到達)	職域年金相当部分 (経過的職域加算額)						経過的職域加算額/退職等年金給付
	(一般) 特別支給の退職共済年金 (特定) 特別支給の老齢厚生年金						老齢厚生年金
							老齢基礎年金
(一般) 昭28.4.2～昭29.10.1 (一元化前に一般61歳 到達)	職域年金相当部分						経過的職域加算額/退職等年金給付
	特別支給の退職共済年金						老齢厚生年金
	61歳						老齢基礎年金
(一般) 昭29.10.2～昭30.4.1 (特定) 昭34.4.2～昭36.4.1 (一元化後に一般・ 特定61歳到達)	経過的職域加算額						経過的職域加算額/退職等年金給付
	特別支給の老齢厚生年金						老齢厚生年金
	61歳						老齢基礎年金
(一般) 昭30.4.2～昭32.4.1 (特定) 昭36.4.2～昭38.4.1 (一元化後に一般・ 特定62歳到達)	経過的職域加算額						経過的職域加算額/退職等年金給付
	特別支給の老齢厚生年金						老齢厚生年金
	62歳						老齢基礎年金
(一般) 昭32.4.2～昭34.4.1 (特定) 昭38.4.2～昭40.4.1 (一元化後に一般・ 特定63歳到達)	経過的職域加算額						経過的職域加算額/退職等年金給付
	特別支給の老齢厚生年金						老齢厚生年金
	63歳						老齢基礎年金
(一般) 昭34.4.2～昭36.4.1 (特定) 昭40.4.2～昭42.4.1 (一元化後に一般・ 特定64歳到達)	経過的職域加算額 →						経過的職域加算額/退職等年金給付
	特別支給の老齢厚生年金 →						老齢厚生年金
	64歳						老齢基礎年金
(一般) 昭36.4.2以後 (特定) 昭42.4.2以後 (一元化後に一般・ 特定65歳到達)							経過的職域加算額/退職等年金給付
							老齢厚生年金
							老齢基礎年金

\* 一般とは一般職員のことをい、特定とは特定警察職員等（警部以下の警察職員、皇宮警部以下の皇宮護衛官または消防司令以下の消防吏員、副団長以下の常勤の消防団員）をいいます。

\* 経過的職域加算額は、平成27年9月までの期間に基づいて算定された退職共済年金の職域年金相当部分の年金です。

\* 退職等年金給付は、平成27年10月以後の期間に基づいて算定されます。

\* 厚生年金保険の被保険者期間には、共済組合の組合員であった期間も含まれます。

※ 特定警察職員等で昭和30年10月2日以後生まれの人には特別支給の老齢厚生年金および経過的職域加算額が支給されます。

